

令和5年度保健事業実施計画書

赤平市市民生活課医療保険係

1 目的

赤平市国民健康保険の被保険者の健康の保持増進に向けて総合的かつ効果的に保健事業を推進するため、以下に定める基本方針等に基づき、事業を実施するものとする。

2 基本方針

(1) 特定健康診査・特定保健指導等の推進

生活習慣病の予防に着目した特定健康診査・特定保健指導を軸に、被保険者の状況に対応した受診環境や保健指導体制の整備を図る。

特に、特定健康診査未受診者対策事業の実施により、人口知能を活用し特定健診データ等を分析し、分析結果をもとに対象者に効果的な勧奨はがき通知や電話での受診勧奨を行うとともに、職場健診を受診した方からの情報提供を依頼するなど受診率の向上を図る。

(2) 各種検診事業

特定保健指導二次検査、20代・30代のための健診助成、がん検診助成事業、インフルエンザや高齢者用肺炎球菌ワクチンの予防接種事業を行い、疾病予防を図る。

(3) 健康増進・普及啓発事業及び疾病予防事業の推進

様々な工夫を凝らしながら、多様な年齢層の被保険者が参加しやすい普及啓発イベントや体力づくり・高齢者の活動支援等を実施する。

(4) 推進体制の整備等

関係部署及び関係機関・団体との連携を強化し、円滑な事業実施を図るとともに、保健事業従事者の研修機会を確保する。

3 事業計画

基本方針に基づき、以下に定める事業を実施する。

事業名	内容
特定健康診査事業	<p>「特定健康診査・特定保健指導実施計画」に基づき、生活習慣病の予防に着目した効果的・効率的な健康診査事業の実施により、被保険者の健康管理を図る。</p> <p>【目標受診率】 令和5年度 60%（第3期計画6年目）</p>
特定保健指導事業	<p>「特定健康診査・特定保健指導実施計画」に基づき、特定健診の結果から階層化された者を対象として動機付け及び積極的支援等の保健指導を行い、生活習慣病の予防を図る。</p> <p>【目標実施率】 令和5年度 60%（第3期計画6年目）</p>
特定健康診査未受診者対策事業	<p>特定健診対象者のうち未受診者に対し次の受診勧奨を実施する。</p> <p>①人工知能を活用し特定健診データ等を分析し、分析結果をもとに対象者に効果的な勧奨はがき通知や電話での受診勧奨を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はがきによる受診勧奨 年2回（6月・8月） ・電話による受診勧奨（8月～9月頃） <p>②市内事業所等に勤務する未受診者に対しては、本人の同意に基づき、事業所等にて定期的に行っている健康診断の結果データ提供により受診率の向上を図る。</p> <p>5年度から健診受診者に燃やせるごみ袋（20リットル×10枚）を配布し、健診受診につなげる。</p>
重症化予防対策事業（生活習慣病未治療者への受診勧奨業務）	<p>各種レセプトデータ、特定健診データ等を分析し、対象者に対し医療機関への受診を促す通知により勧奨する。</p> <p>【対象者】 ①・②両方を満たすもの</p> <p>①令和4年度の特定健診結果データで、血糖、血圧、血中脂質が受診勧奨値判定以上</p> <p>②令和4年度健診受診月以降、レセプト電算コード情報において、傷病名など該当する生活習慣病の通院に関する</p>

事業名	内容
	<p>記録がない者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はがきによる受診勧奨（10月頃）
<p>重症化予防対策事業（生活習慣病中断者への受診勧奨および保健指導業務）</p>	<p>各種レセプトデータを分析し、分析結果を基に対象者に対し医療機関への受診を促す通知による受診勧奨を行ったのち、電話・訪問等による保健指導を実施する。</p> <p>【対象者】 ①・②すべての条件を満たす者</p> <p>①抽出期間のレセプト電算コード情報において、同一年月日に同一の医療機関において一度でも生活習慣病について確定傷病名かつ治療薬の処方がある。</p> <p>②抽出期間のレセプト電算コード情報において、最後に記録されている治療から6か月以上、生活習慣病の通院に関する記録がない者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はがき通知（10月頃） ・保健指導（はがき通知後）
<p>特定保健指導二次検査事業</p>	<p>特定保健指導実施者に対し、保健指導終了時に二次検査を実施し、保健指導の評価およびモチベーション向上を図る。</p> <p>【二次検査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スモール健診④(メタボリックシンドローム検査) 血糖、ヘモグロビンA1c (HbA1c)、中性脂肪、HDL・LDLコレステロール、AST (GOT)、ALT (GPT)、γ-GTP ・尿酸値検査 (スモール健診⑦)
<p>20代・30代のための健診</p>	<p>20～30歳代の被保険者に対して健診の受診機会を提供するとともに健診費用の一部を負担することにより、若年者からの受診の意識付けを行い、健康意識の向上を図る。</p>
<p>がん検診助成事業</p>	<p>がんの早期発見を目的とし検診費用の一部を助成する。</p> <p>【がん検診項目】 胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん</p>
<p>インフルエンザ予防接種事業</p>	<p>インフルエンザの予防や重症化の防止を図るため、65歳以上の方に予防接種費用の一部を助成する。</p>

事業名	内容
高齢者用肺炎球菌ワクチン 予防接種事業	肺炎や気管支炎などの予防のため、令和5年度までは、65歳と70歳以上、5歳毎の節目年齢を対象に定期接種とした。なお、令和6年度以降は、65歳に到達した方のみを助成の対象とする。
健康増進・普及啓発事業及び疾病予防事業	<p>市の介護健康推進課、社会教育課や関係機関・団体と連携し、健康づくりの啓発や高齢者の活動支援、体力づくりのための軽スポーツの励行や組織育成等を通じ、被保険者の健康の保持増進を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市民スマイルウォーキング ② 健康バンザイ展 ③ 禁煙啓発 ④ 市民健康ガイド ⑤ 運動教室 ⑥ 水中運動教室 ⑦ 老人スポーツ大会 ⑧ 赤平軽スポーツ大会 ⑨ 水泳教室 ⑩ 高齢者運動教室（まる元） ⑪ 食生活改善推進協議会の活動支援 ⑫ 保養サービス事業（「ゆったり入浴券」の交付） ⑬ 老人クラブ健康教育 ⑭ まちかど保健室 ⑮ 赤平オリジナル歌体操「ラビカリズム」の普及
医療費適正化 推進対策事業	医療費通知（年6回、12ヶ月分）と、ジェネリック医薬品（後発医薬品）差額通知（年2回、7月・11月診療分）により、被保険者ごとにどのくらいの医療費がかかっているかをお知らせし、あわせて適正受診やジェネリック医薬品の周知（市販リーフレットを同封）を行うことにより、制度や現状を理解していただいた上で、医療費の適正化の推進を図る。

事業名	内容
服薬適正化勸奨業務	<p>レセプトデータを分析し、分析結果を基に対象者に対し医療機関若しくは薬局への相談を促す通知勸奨および、電話・訪問等による保健指導を行う。</p> <p>【対象者】 直近3か月間で複数の異なる医療機関から同一薬効の内服薬が、処方期間を重複して処方されている者 ・はがき通知（10月頃）</p>
生活習慣病予防対策（がん対策）	<p>がんへの対策として、まずはがん検診の受診率の向上が重要となりますが、全国平均と比べると女性よりも男性の受診率が低い傾向にある。また、精密検査の受診が、がんの早期発見に重要となる。そうしたことから、がんに対する理解を深めてもらうため、検査の重要性などを市民や職域に向けて周知を図るほか、食生活や運動習慣などの生活習慣が、がんに及ぼす影響などについても、市民に向けた周知を図る。</p>
生活習慣病予防対策（循環器疾患対策）	<p>循環器疾患の危険因子である高血圧、脂質異常に対する取組は、これまでも、減塩など食生活の改善や肥満予防などあらゆる機会を活用して市民への周知を図っているが、健診結果等からは大きな改善には至っていない。引き続き生活習慣の見直しの重要性の周知を図るとともに、未受診者への受診勸奨や、既に医療機関に受診中の者であっても、コントロール不良者への保健指導等の実施に向けた医療連携の構築を目指す。</p>
生活習慣病予防対策（糖尿病対策）	<p>糖尿病は自覚症状がないまま進行するため、特定健診の受診率を上げて、早期発見～治療へとつなげていくことが重要である。また、重症化すると、網膜症や糖尿病性腎症を発症し、失明や人工透析のリスクが上昇します。現状、特定健診の受診率は30%前後で頭打ちの状況であり、特定保健指導も年々減少傾向にあるため、これらの対策が急務となることから、健診受診の必要性の周知や、集団検診等で同時実施している体成分分析や血管年齢の測定を用いた健康相談に実施など、より市民に興味を持ってもらえる取組が必要となる。</p>

事業名	内容
特定健診精密検査 未受診者受診勧奨 事業	検査結果が受診勧奨値以上の者が確実に医療に結びつくよう、通知や電話による受診勧奨を行う。
生活習慣病重症化 予防における保健 指導（ポピュレーシ ョンアプローチ）	生活習慣病の発症および重症化を予防することを目的に、検査結果が保健指導勧奨値以上の者に対し、生活習慣病改善に関するリーフレットを送付するとともに、訪問による保健指導を行う（特定保健指導対象者は除く）。

4 研修機会の確保

保健事業のレベルアップを図るため、保健事業従事者の研修機会を確保するものとする。

5 推進体制

保健事業の円滑な実施を図るための推進体制は、次のとおりとする。

